【夜間対応型訪問介護】

（問１２４）２４時間通報対応加算を算定するに当たって、連携する指定訪問介護事業所が訪問介護の対応ができない場合、契約を締結していない訪問介護事業所に訪問介護を依頼し、サービス終了後に契約を締結する取扱いは可能か。

（答）

事前に指定訪問介護事業所と契約が必要であるため、認められない。

なお、緊急な通報による対応になることから、常に

① 指定訪問介護事業所と連携体制をとっておく必要があること、

② また、具体的な対応体制について定期的に把握しておくこと

が必要である。

こうしたことにより、お尋ねのようなことが生ずることのないよう、複数の指定訪問介護事業所との契約を締結しておくことが必要がある。

【小規模多機能型居宅介護】

（問１２５）事業開始時支援加算において事業開始年数の要件に該当しているが、月途中に登録定員数に対する利用者数の割合が８割を超え、月末時点に８割未満になった場合、当加算を算定することができるか。

（答）

月末時点において、登録定員数に対する利用者数の割合が８割未満であれば算定することができる。

（問１２６）看護師資格を有する管理者については、看護職員配置加算の要件である常勤かつ専従を満たすこととして、加算を算定することは可能か。

（答）

指定基準等においては、看護職員の配置は常勤要件とはされていない。一方、看護職員配置加算は、利用者ニーズへの対応を図るため、常勤かつ専従を要件として創設されたものであることから、お尋ねのような場合についての加算の算定は認められない。

（問１２７）サービス提供が過小である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りをサービス提供回数に含めることは可能か。

（答）

利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数